

「大阪スマートシニアライフ実証事業」参画事業者

公募要領

1. 背景・概要等

大阪府では、2020年3月に「大阪スマートシティ戦略Ver1.0」を策定し、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年大阪・関西万博に向けて、「住民の利便性の向上を最大目標として、住民とともに、住民目線で、スマートシティを実現するための取り組みを進める」こととしました。

さらに、2020年12月に開催した「第8回大阪スマートシティ戦略会議」においては、コロナ禍を踏まえ、あらゆる分野でデジタル化の加速が求められる中、新たな考え方として、社会的弱者を対象としたICTサービスの拡充、民間企業による持続的な事業としての公民共同サービスの創出等を取組みの柱とする考えを示したところです。

このような背景を踏まえ、府域全体における住民の生活の質（QoL）の向上に向けて、特にシニア層の抱える課題をICTの活用により解決することを目的とした「大阪スマートシニアライフ事業」の推進をスマートシティ戦略の主要事業として位置付けることとしました。

「大阪スマートシニアライフ事業」の目的は以下の3点です。

- ① 大阪府内のシニア層及びその家族を対象として、「高齢者にやさしいまちづくり」にフォーカスし、ICTをベースとしたシニアサポートサービスを提供
- ② 持続可能な形で住民QoL向上を進めるために、民間事業として収益を確保しながら社会課題に挑むエコシステムを構築し、併せて府の参画による公益性を維持担保するガバナンスを通じて、社会的弱者への資源配分とデータの積極的活用を企図
- ③ 運営主体として公民一体の事業体を設立し、行政及び民間サービスをワンストップで府域全体に提供するプラットフォームの構築・運用

「大阪スマートシニアライフ事業」においては、令和4年度までの事業体設立をめざしており、令和3年度に大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会（以下「本協議会」という。）を設立し、事業化に向けた課題等の把握のための実証事業（以下「本実証事業」という。）を行うこととします。

今回の募集は、本実証事業を行う本協議会に参画する事業者を公募により選定するために実施するものです。

2. 募集内容

(1) 募集する内容

- ・本実証事業（※）に関して、参画を希望する事業者と参画内容を募集します。
- （※）本実証事業は、プラットフォーム並びにアプリケーションの開発・運営、利用者に対する基盤の提供（ポータル、認証等）、利用者に対する各事業者のアプリケーションを通じた商品・サービスコンテンツ等の提供及びそれらに関する事業。
- ・提案にあたっては、以下の参画パターンから一つ以上を選択してください（複数選択可）。

[参画パターン]

- (A) 会員負担金の支払いのみ
- (B) 会員負担金の支払い+実証事業へのアドバイザーとして参画
- (C) 会員負担金の支払い+商品・サービスコンテンツ提供事業者として参画

- (D) 会員負担金の支払い＋基盤（ポータル、認証等）の提供事業者として参画
- (E) 会員負担金の支払い＋タブレット・回線の提供事業者として参画
- (F) 会員負担金の支払い＋総合的支援

- ・(F)総合的支援とは、(A)から(E)の役割以外で、本協議会における実証事業の運営・推進を総合的に支援する役割をいい、例えば本実証事業全体に関わる広報・プロモーション、管理業務、利用者対応、(A)から(E)の各役割間の総合調整やバックアップ等、本実証事業全体に係る運営支援が該当すると想定しています。
- ・参画パターン(B)については、シニア市場への取組や実績、ICT活用に伴う各種アドバイス、協議会推進経験を踏まえた運営方針に関する助言等、本実証事業において様々な提言をいただける事業者の選定を大阪府において行います。
- ・(C)を選択する事業者は、協議会設立後、本協議会会員となった場合は利用者に対して一つ以上の商品・サービスコンテンツ提供を行い、また、これに伴う各事業者のアプリケーションの開発・改修に係る費用は本協議会の必要費用には含まず、各事業者の負担となります。
- ・参画パターンの(C)(D)(E)の事業者選定は、原則として1事業者((C)については①の対象分野ごとに1事業者)を基本とし、大阪府において行います。なお、提案内容に応じて1分野で複数の事業者または一つの事業者が複数分野選定されることもあります。
- ・(C)を選択する事業者は、以下①の対象分野の例を参考に、エントリーシートに記載してください(複数記載可)。

① 対象分野(例)

- (ア)買物代行
- (イ)医療・介護相談
- (ウ)オンライン調剤薬局
- (エ)健康診断
- (オ)オンライン診療
- (カ)AI 受診相談
- (キ)認知症予防
- (ク)金融・保険・相続相談
- (ケ)防災・避難
- (コ)防犯
- (サ)就労マッチング
- (シ)コミュニティ参加
- (ス)子や孫とのテレビ電話
- (セ)見守り
- (ソ)配食
- (タ)モビリティ
- (チ)行政サービス
- (ツ)運動の集い(イベント企画)
- (テ)旅行・余暇

(2) 募集する内容の要件等

- ・1. に前述したとおり、「大阪スマートシニアライフ事業」の背景や目的に即した、利用者のQoL向上を図るものであること。
- ・実証事業計画(素案)の策定については大阪府が主導で行いますが、選定事業者のみならず大阪府が協力を求める場合があります。
- ・本実証事業の対象自治体(大阪府内の市町村に限る)、利用者数見込み、事業時期及び期間、必要費用等については、事業者選定後に、大阪府および選定事業者が設置する

協議会設立準備委員会¹（以下「準備委員会」という。）において策定する実証事業計画（案）で具体的に決定される予定です。

- ・大阪府にて策定した実証事業計画（素案）を元に、準備委員会にて実証事業計画（案）を取りまとめます。
- ・事業者が本実証事業の遂行に必要な技術的能力を有し、安心安全に実施することが可能と認められること。特に個人情報保護および商品・サービス等の安心安全が確保されるものであること。
- ・関連法規や公序良俗等に反しないこと。

（3）応募者の参画要件

- ・**別紙1**に掲げる要件をすべて満たす法人又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参画する者にあつては、構成員全員が該当すること。
- ・大阪スマートシニアライフ事業の実用化に向けて、責任を持って本実証事業を行うことのできるものであること。
- ・実証事業の提案にあつては、実施主体となる本協議会の設立趣旨に賛同し、資料5「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会 会員規約（案）」を確認すること。
- ・選定された事業者は、本協議会設立以前に、協議会設立準備委員会の構成員となり、本実証事業の事業計画等の策定（必要費用の積算を含む）等を行い、入会申込を行った事業者は、必要費用を事業規模等に応じて均等割した会員負担金を、本協議会設立時に支払うこと。
- ・協議会会員となった事業者は、大阪府と協力し、同会員規約に沿って本実証事業を実施する必要があること。

（4）事業者選定の考え方

事業者の選定にあつては、資料1「審査基準」に従い、以下の観点を総合的に勘案し決定するものとします。

- ・【実績】これまでのシニア市場での取組み、シニア向けに提供したコンテンツの実績
- ・【能力・意思】今後のシニア市場での取組み、今回提供を想定するコンテンツ、または要素技術
- ・【重要度】本実証事業におけるサービス構成上の必要性
- ・【運営・工夫】プロジェクト管理及び他者との連携上の工夫

ただし、参画パターン（A）を選択した応募者については審査の対象外です。

（5）提案受付期間 **※令和3年4月20日（火）受付期間を延長しました※**

- ・ **令和3年5月10日（月）17時まで**

※期間中、随時応募を受け付けます。受付の都度、下記「4. 実証事業実施までの流れ」に記載のとおり、対応いたします。

3. 応募方法

（1）提出書類

- ① 「大阪スマートシニアライフ実証事業」エントリーシート（資料2）
- ② 実証事業提案書

¹ 協議会設立準備委員会とは、本協議会の設立に向けて、大阪府および選定された事業者で構成され、事業者選定後に設置される予定の準備委員会をいう。

(Microsoft Word または PowerPoint で A4 サイズ 10 枚以内 (表紙除く))

参画パターン (A) の応募については②の提出は不要です。

(2) 提出先

(公募開始～令和3年3月31日まで)

- ・大阪府 スマートシティ戦略部 地域戦略・特区推進課

E-Mail : smart-senior_life@gbox.pref.osaka.lg.jp

(令和3年4月1日～)

- ・大阪府 スマートシティ戦略部 戦略推進室 地域戦略推進課

E-Mail : smart-senior_life@gbox.pref.osaka.lg.jp

4. 実証事業実施までの流れ

現時点においては、以下の流れに沿って、事業者の選定、実証事業計画の策定、協議会の設立および実証事業の実施を行うことを想定しています。

時期	項目
令和3(2021)年3月25日	参画事業者募集開始・質問受付開始
令和3(2021)年4月2日	説明会実施
令和3(2021)年4月12日	質問締切
令和3(2021)年5月10日	参画事業者募集締切
令和3(2021)年5月中旬	選定事業者の決定
令和3(2021)年5月中旬	協議会設立準備委員会会合開催
令和3(2021)年5月下旬	実証事業計画書(案)の策定
令和3(2021)年6月頃	協議会の設立、会員申込手続き
令和3(2021)年6月～9月	事業準備(プラットフォーム・アプリケーション開発、対象自治体の選定、利用者募集、端末配布等)
令和3(2021)年10月頃(予定)	実証事業開始
令和4(2022)年1月頃(予定)	実証事業の評価検証・実用化等に関する提言

5. 説明会の実施

「大阪スマートシニアライフ事業」の趣旨および本公募要領の内容を、より良く理解していただくために、以下のとおり説明会を開催する予定です。

日時：令和3(2021)年4月2日 13:30～14:30

場所：WEB方式

参加申込み：令和3(2021)年3月31日までに、以下の提出先にメールを送付すること

提出先：E-Mail : smart-senior_life@gbox.pref.osaka.lg.jp

- ・メールの件名は「【スマートシニアライフ説明会参加申込】+会社名」としてください。

- ・ 説明会当日の質疑についてはチャットで受け付けますが、時間の都合上、大阪府にて選定したもののみ回答予定です。
- ・ 説明会内容を録画したものを後日配信予定です。

6. 質問の受付および回答

参画希望者から本公募要領に関して質問を受け付けます。適宜回答を本ホームページで開示する予定です。

提出先：E-Mail：smart-senior_life@gbox.pref.osaka.lg.jp

メールの件名は「【スマートシニアライフ質問】+会社名」としてください。

7. 関連資料

資料1：「大阪スマートシニアライフ実証事業」参画事業者 審査基準

資料2：「大阪スマートシニアライフ実証事業」エントリーシート

資料3：質問書

資料4：大阪スマートシニアライフ事業について

資料5：大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会 会員規約（案）

資料6：『「大阪スマートシニアライフ実証事業」参画事業者公募要領』に関するFAQ

8. 問い合わせ先

（公募開始～令和3年3月31日まで）

- ・ 大阪府 スマートシティ戦略部 地域戦略・特区推進課
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 府庁別館2階
E-Mail：smart-senior_life@gbox.pref.osaka.lg.jp

（令和3年4月1日～）

- ・ 大阪府 スマートシティ戦略部 戦略推進室 地域戦略推進課
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 府庁別館2階
E-Mail：smart-senior_life@gbox.pref.osaka.lg.jp

応募者の参画要件

- (1) 次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 成年被後見人
 - (イ) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (エ) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (カ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (ク) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - (イ) 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

(ウ)暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。